

高松市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、財政局契約監理課の所掌する建設工事に係る工事成績の評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行うことにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として設計金額が200万円を超える建設工事（以下「工事」という。）について行うものとする。ただし、出来形の確認を行うことで足りる工事については、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事に係る検査員及び監督員（総括監督員、主任監督員及び専任監督員）とする。

2 総括監督員を置かない工事における総括監督員が行うべき評定については、当該工事の主任監督員が行う。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定は、次の工事成績評定の審査項目別運用表に区分し、行うものとする。

- (1) 工事成績評定の審査項目別運用表（土木工事）監督員用
- (2) 工事成績評定の審査項目別運用表（土木工事）検査員用
- (3) 工事成績評定の審査項目別運用表（建築・設備工事）監督員用
- (4) 工事成績評定の審査項目別運用表（建築・設備工事）検査員用

3 受注者は、「創意工夫」、「社会性等」に関して、当該工事における実施状況を記載した次の書面を市長に提出することができる。この場合において、評定者はこれを考慮し、評定を行うものとする。

- (1) 創意工夫・社会性等に関する実施状況調書（土木工事）
- (2) 創意工夫・社会性等に関する実施状況調書（建築・設備工事）

(評定の時期)

第5条 検査員である評定者は検査を実施したときに、監督員である評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

2 監督員は、検査が実施されるまでに、評定（検査員が行うものを除く。）を取りまとめの上、工事成績評定内訳書（様式第1号。以下「評定内訳書」という。）、工事成績評定表（様式第2号）及び項目別評定点採点表（様式第3号その1、様式第3号その2）を検査員に提出するものとする。

- 3 検査員は、監督員から提出された工事成績評定内訳書、工事成績評定書及び項目別評定点採点表に、検査員評定及び修補指示等に伴う減点を追記した上で、評定点の合計を記入するものとする。

(評定内訳書の提出)

- 第6条 検査員は、評定を行ったときは、評定内訳書を検査調書に付するものとする。

(評定結果の通知)

- 第7条 市長は、評定者から評定内訳書の提出があったときは、速やかに、受注者に対して評定の結果を工事成績評定通知書（様式第4号。以下「評定通知書」という。）により通知するものとする。

(評定の修正等)

- 第8条 市長は、前条の規定により評定の結果を通知した後において、瑕疵担保期間中に受注者の瑕疵が判明し、その瑕疵の修正を行う場合は、評定を修正し、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

- 2 前項の結果通知については、前条の規定を準用する。

(説明の請求等)

- 第9条 前2条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日を含む。）以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による説明の請求があったときは、高松市工事成績評定評価委員会要綱（平成15年6月26日施行）に定める高松市工事成績評定評価委員会の審議を経て、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第5号）により、速やかに回答するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月26日から施行し、同日以後に締結する工事請負契約に係る工事成績評定に関する事務処理について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

- 2 改正後の高松市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他

の契約申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。